

參考資料



第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定の経過

令和 2(2020)年度

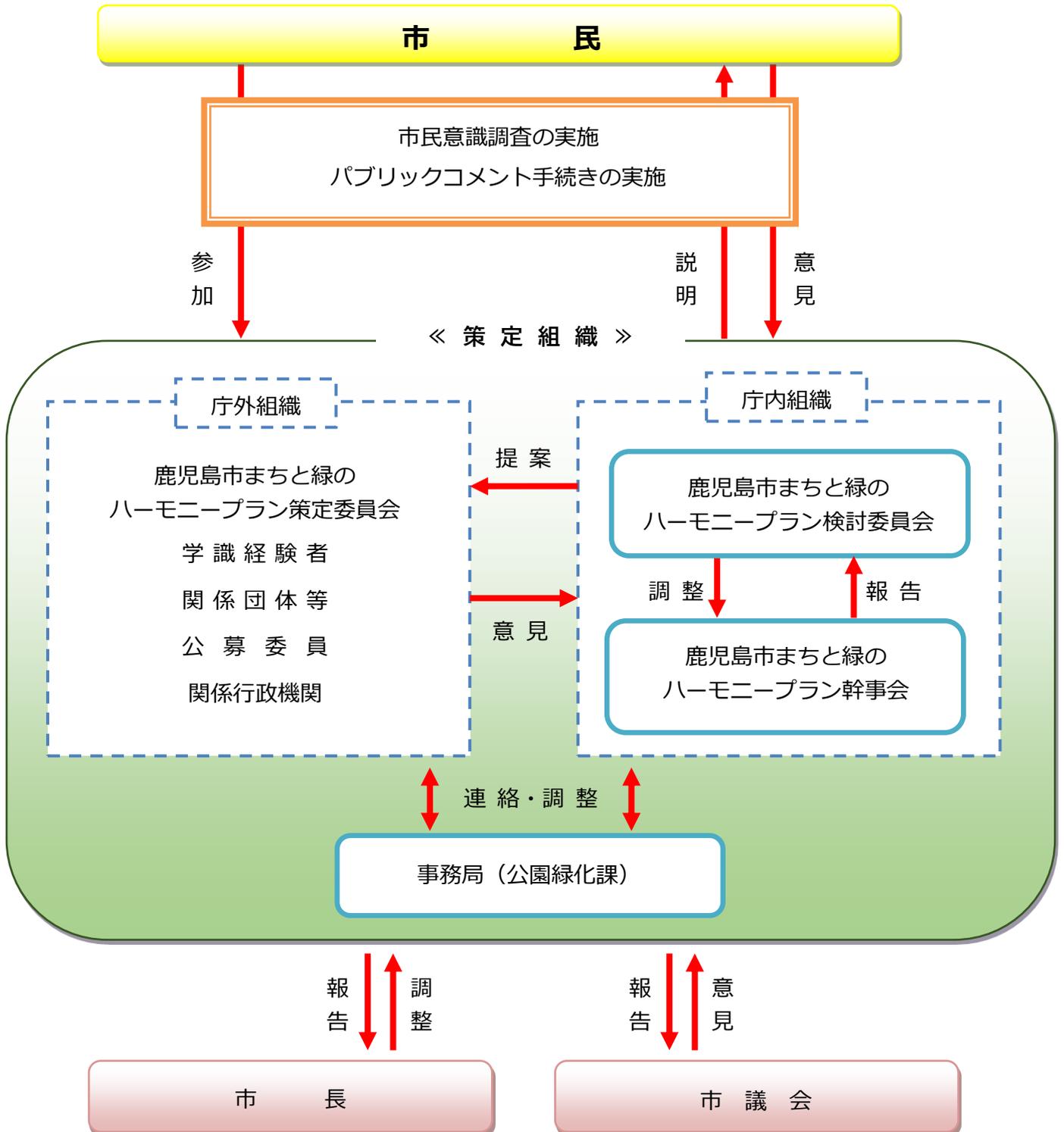
- ◎ 第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定に向けた現況調査
- ◎ 第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定に関する市民意識調査の実施
- ◎ 現行プランの概要及び第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定体制説明
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン幹事会の設置、開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン検討委員会の設置、開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定委員会（庁外組織）の設置、開催

令和 3(2021)年度

- ◎ 現行プランの検証及び緑の現状と課題等について協議
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン幹事会の開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン検討委員会の開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定委員会（庁外組織）の開催
- ◎ 第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン(素案)について協議
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン幹事会の開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン検討委員会の開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定委員会（庁外組織）の開催
- ◎ 市議会へ報告（素案及びパブリックコメント手続の実施について）
- ◎ パブリックコメント手続の実施
- ◎ 第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン(原案)について協議
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン幹事会の開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン検討委員会の開催
 - ・ 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定委員会（庁外組織）の開催
- ◎ 市議会へ報告（パブリックコメント手続の実施結果及び原案について）
- ◎ 第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープランの策定



第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定の体系図





第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定に係る会議等の開催状況

会議等の名称	開催日	主な協議項目
第1回幹事会	令和2年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次まちと緑のハーモニープラン策定に向けて ・現行プランの取組状況について ・策定スケジュールについて
第1回検討委員会	令和2年10月30日	
第1回策定委員会	令和2年12月24日	
第2回幹事会	令和3年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見と対応方針（案）について ・市民アンケート調査の結果について
第2回検討委員会	令和3年2月10日	
第3回幹事会	令和3年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見と対応方針（案）について ・現行プランにおける目標水準の達成状況について ・基本理念等（案）について ・市民アンケート調査結果の概要について
第3回検討委員会	令和3年7月8日	
第2回策定委員会	令和3年7月30日	
第4回幹事会	令和3年9月3日 【書面開催】	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見と対応方針（案）について ・現行プランの施策の進捗状況について ・緑地の保全及び緑化推進のための目標（案）について ・緑地の保全及び緑化推進のための施策（案）について ・緑地の配置方針図（案）について
第4回検討委員会	令和3年10月6日 【書面開催】	
第5回幹事会	令和3年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見と対応方針（案）について ・全体構想（案）について ・緑化重点地区と保全配慮地区（案）について ・地域別の緑のまちづくり（案）について
第5回検討委員会	令和3年11月10日 【書面開催】	
第3回策定委員会	令和3年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見と対応方針（案）について ・全体構想（案）について ・緑地の保全及び緑化推進のための目標（案） ・緑地の保全及び緑化推進のための施策（案） ・緑地の配置方針図（案） ・緑化重点地区と保全配慮地区（案）について ・地域別の緑のまちづくり（案）について
パブリック コメント手続	令和3年12月15日 ～令和4年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案
第6回幹事会	令和4年2月4日 【書面開催】	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続等の実施結果の概要 ・パブリックコメント手続での意見及び対応状況一覧
第6回検討委員会	令和4年2月22日 【書面開催】	
第4回策定委員会	令和4年2月22日 【書面開催】	<ul style="list-style-type: none"> ・原案について



鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定委員会委員

	区分	分野	職名	氏名
委員長	学識 経験者	園芸	鹿児島大学 農学部 教授	橋本 文雄
委員		環境	鹿児島大学 産学・地域共創センター 連携推進部門 特任教授	奥山 正樹
委員		環境教育	鹿児島大学 法文学部法経社会学科 准教授	小栗 有子
委員		建築環境	鹿児島工業高等専門学校 都市環境デザイン工学科 准教授	内田 一平
委員		生物多様性	鹿児島大学 学術研究院 理工学域理学系 教授	宮本 句子
委員	関係団体等	生活・環境	消費生活アドバイザー	石窪 奈穂美
委員		建築	公益社団法人 鹿児島県建築士会 女性部会 副部会長	中豊留 友美
委員		教育	鹿児島市教育委員会 教諭	池水 晃
委員		造園	一般社団法人 鹿児島県造園建設業協会 副会長	横瀬 博文
委員			鹿児島県造園事業協同組合 理事	増田 昇市
委員		子育て	鹿児島市子育てサークル連絡協議会 会長	興 明日香
委員	行政	鹿児島県 土木部 都市計画課長	坪田 大志(R2) 喜元 亨(R3)	
委員	(公募委員)			児玉 時和
委員	(公募委員)			野田 洋一郎
委員	(公募委員)			中山 利恵子
委員	(公募委員)			福留 惇志

鹿児島市まちと緑のハーモニープラン検討委員会委員

【委員長：建設局長】

企画財政局企画部長	観光交流局観光交流部長
危機管理局次長	建設局建設管理部長
市民局市民文化部長	建設局都市計画部長
環境局環境部長	建設局建築部長
健康福祉局保健部長	建設局道路部長
こども未来局次長	教育委員会事務局管理部長
産業局農林水産部長	

鹿児島市まちと緑のハーモニープラン幹事会幹事

【座長：建設局建設管理部長】

企画財政局企画部政策企画課長	建設局建設管理部管理課長
危機管理局危機管理課長	建設局建設管理部公園緑化課長
市民局市民文化部市民協働課長	建設局建設管理部河川港湾課長
環境局環境部環境政策課長	建設局都市計画部都市計画課長
環境局環境部環境保全課長	建設局都市計画部都市景観課長
健康福祉局保健部保健政策課長	建設局都市計画部
こども未来局こども政策課長	市街地まちづくり推進課長
産業局農林水産部農政総務課長	建設局建築部建築指導課長
観光交流局観光交流部観光振興課長	建設局道路部道路建設課長
観光交流局観光交流部	教育委員会事務局管理部総務課長
グリーンツーリズム推進課長	



用語集

—— アルファベット ——

AI

人工知能 (Artificial Intelligence) の略称であり、学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピュータで実現する技術のこと。

AR

Augmented Reality (拡張現実) の略称であり、現実の風景にコンピュータで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張しようという技術のこと。

GIS

地理情報システム (GIS : Geographic Information System) の略称で、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

ICT

Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。

IoT

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。「Internet of Things」の略で「モノのインターネット」という意味で使われている。

LED

Light Emitting Diode の頭文字で「光る半導体」の略称。

NPO

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

Park-PFI

平成 29 (2017) 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。また、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI) と呼称。

SDGs

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015 年の国連サミットで採択された 2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスの頭文字での略称のこと。

VR

Virtual Reality (仮想現実) の略称であり、コンピュータ上に CG 等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術のこと。

walkable (ウォーカブル)

「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、歩くことが中心の都市へシフトするための都市戦略用語のこと。

Wi-Fi

Wireless Fidelity (ワイヤレス フィデリティ) の略称のこと。

————— カタカナ・漢字等 —————

《《あ行》》

オープンスペース

公園、広場、河川、農地などの建築物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地の総称。

《《か行》》

かごしま都市マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき将来像などの基本的な方針を定めたもの。

借上げ公園

身近に公園がない地域において、市民の皆様からの公園設置の要望に応えるため、民有地をお借りして整備する公園のこと。

環境基本計画

鹿児島市環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるもの。

緩衝帯

都市計画で大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる。

間伐

立木の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。

キイレツチトリモチ産地

ツチトリモチ科の 1 年生の寄生植物で、葉緑体を持たないために光合成ができず、トベラやネズモチなどの根に寄生する。鹿児島市喜入町で初めて発見されたことから、この名前がある。

共創

多様な立場の人たちと対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくこと。

協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動すること。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。

クールスポット

植物等で日陰を創出するなど、利用者の体感温度を改善する据え置き型の施設等を備えた場所のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、CO₂ の吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災など様々な地域課題の解決に寄与する取組。

グリーンオフィス

環境に配慮した事業活動に取り組んでいる企業や事業所を認定する制度。令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、553 事業所が認定を受けている。

グリーン・ツーリズム

都市部住民や観光客が農村地域で滞在型の余暇を過ごそうという旅行形態。本市においては、リピーターとして期待される本市都市部住民を主体に、市外・県外の人も対象とし、農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ日帰り型、滞在型の余暇活動としている。

グローバル化

国を超えて地球規模で活動が拡大すること。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容などを定める。

景観重要樹木

地域の個性ある景観づくりの核として大切にしていける必要があり、所有者に認識していただくだけでなく、市民共通の財産として広く市民の皆さんにも知っていただき、多くの方々から愛され、親しまれるように守っていくため指定する樹木。

公園愛護作業団体

年度ごとに登録を行い、公園を毎月 3 回以上清掃、除草していただいた団体に対し、清掃面積により、毎月報奨金を支給する制度。

「さ行」

市街化区域

都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域では、原則として、農林漁業用の建築物などを除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。

施設緑地

都市公園法で位置づけられた公園・緑地と、都市公園以外の公共用地で都市公園に準じる公園・緑地の機能を持つ公共施設緑地のこと。

指定管理者制度

公の施設の管理に民間企業などの技術や知識を活用することで、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とし、平成 15 (2003) 年 6 月の地方自治法改正により創設された制度。

市電軌道敷緑化

市電の軌道敷に芝生などの緑化を行い、うるおいと安らぎのある都市空間を創出する取組のこと。

市民緑地契約制度

地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置管理する制度。

市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

ジオパーク

地質学的な遺産を保護し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的としたユネスコの正式事業。

循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

親水護岸

護岸としての機能をもちつつ、人が水辺で楽しめるように配慮された護岸のこと。

水源涵養機能

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と、干天時期においても河川流量を一定以上に維持し渇水を緩和する機能を合わせた機能。

生産緑地地区

都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の1つ。市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止などの良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している500㎡以上の土地を生産緑地として指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

生態系

生物と、生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステム。

生物多様性

生きものの豊かな個性と、それぞれが支えあって生きているつながりのこと。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が定める生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

世界文化遺産

地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえない宝物です。現在を生きる世界中の人びとが過去から引き継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通で顕著な普遍的価値を有する遺産。

ゼロカーボンシティ

2050（令和32）年までにCO₂の排出量を実質ゼロ（CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等のCO₂の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）にすることを目指す自治体。

線状降水帯

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞で作り出される、線状に伸び長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をとまなう雨域。

総合計画

本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画。

総合設計制度

建築基準法に基づく許可制度で、敷地内に公開空地（公共的なオープンスペース）を設け、市街地環境の整備改善に配慮した設計の建築物について、容積率や斜線制限の緩和を行うもの。一定規模以上の空地を有し、かつ、敷地面積が一定規模以上の建築計画の建築物に適用される。

《た行》

地域共創

複数の主体が協働して地域を創造する取組。

地域コミュニティ公園管理事業

安全で快適な憩いの場としての公園の機能維持と環境の整備を図るため、現在公園愛護団体が実施している公園清掃等の作業の対象を拡大することにより、最も身近な地域住民による主体的な公園管理の推進と、地域コミュニティの活性化を図り、地域団体主体によるパークマネージメント導入に向けての機運を醸成する取組。

地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し、土地利用や開発を規制する、法律や条例などに基づく制度による緑地。

地区計画

比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民などの意見を反映して定めるもの。

ちびっこ広場

小学校低学年以下の子どもたちの路上遊びを防止し、身体面の発育や発達を助長するため、地域団体からの申請に基づき設置している広場のこと。遊具やフェンス等の設置・修繕は鹿児島市、除草や清掃等の日常管理は地域団体（町内会等）が行っている。

超高齢社会

高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）が21%を超える社会。高齢化率が7%を超えたときに高齢化社会、14%を超えたときに高齢社会と分類している。

データベース

コンピュータ上で集積・整理された情報群のこと。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用することで、働く場所と時間を働く人が柔軟に選べる働き方。

特定用途制限地域

都市計画法の地域地区の1つで、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途や規模を特定し、その立地を制限する地域。

特別緑地保全地区

都市計画法の地域地区の1つで、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途や規模を特定し、その立地を制限する地域。

都市経営

人、物、情報などを効率的、効果的に組み合わせ、課題を解決し、よりよい都市にしていこうといった「都市を経営する」視点に立った自治体行政の考え方。

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもの。鹿児島県では、県内の全都市計画区域において、都市計画区域マスタープランを策定している。

都市公園

都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。

- ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業などとして設置するもの）
- ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園など）

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、区域を定めて、その区域内で新しい敷地の配置をしながら、土地所有者から少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これにより道路・公園などの公共施設を整備し、ゆとりある快適な市街地を形成していく事業のこと。

「な行」

ネーミングライツ

公共施設の名前を付与する命名権と付帯する諸権利。

農地バンク

農業経営の規模拡大のため農地を借りて耕作したいと考えている農家の方や、新たに農業を始めたいと考えている方などに対し、貸してもよいなどの意向のある農家の遊休農地情報を公開するもの。

「は行」

パークマネジメント事業

自治体等が目指す公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、住民・NPO・企業と連携しながら住民の視点にたって整備、管理を行う事業。

ハーモニープラン連絡調整委員会

鹿児島市まちと緑のハーモニープランにおける施策を検討し、及び計画的に実施するために設置する委員会のこと。

パブリックコメント手続き

鹿児島市で、新しい施策などに取り組むとき、素案の段階で、その目的や内容などを事前に公表し、広く市民の意見をお聞きする手続のこと。

バリアフリー

障害者や高齢者にとっての障壁（バリア）をなくし、誰もが自由に社会参加できるような人にやさしい生活空間のあり方のこと。

ヒートアイランド

人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなること。地図上に等温線を描くと、気温の高い場所が都市を中心に島状に分布することから、このように呼ばれる。

風致地区

都市計画法の地域地区の1つで、緑の保護育成及び景観風致の保全を図るために定める地区のことで、本市では、寺山と慈眼寺の2地区が指定されている。

フラワー・パートナー

本市設置の花壇やプランターの維持管理に要する費用をご提供いただくスポンサーと、花苗の植付けや草取り等の維持管理作業を行っていただくサポーターのことを合わせた呼称。

保安林

水資源の涵養、土砂の流出防止、防風・防潮などの目的を達成するために、森林法第25条に基づいて農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保存樹・保存樹林

鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例に基づき、市民に親しまれ、規則で定める基準に該当し、保護する必要があると認められた樹木または樹林。

保存樹林は、昭和49（1974）年以降現在までに神社境内、公園などの樹林を12箇所、面積として54,374㎡を指定している。また、保存樹は、昭和49（1974）年以降現在までクスノキ、クログネモチ、センダンなど22種類43本を指定している。

歩道緑地帯管理団体

美しく快適なまちづくりのために、歩道緑地帯の管理（清掃・除草・水かけなど）を自主的に行っている町内会、通り会、あいご会などの団体。

《ま行》

まちかどコメントーター

公募及び住民基本台帳から無作為に抽出した方のうち承諾いただいた方。令和3（2021）年度は329人。

緑のカーテン

夏の暑さ対策の一つであり、室内の温度上昇を防ぐため建物の壁や窓、窓周辺の地面を直射日光から遮る様に、つる性植物を繁茂させること。

緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画のこと。

モニタリングサイト

調査サイトを設置し、モニタリングを継続することで、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続して、自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握する場所のこと。

《や行》

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、物、仕組、サービス等を提供していかこうとする考え方。

《ら行》

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成する住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画のこと。

リュウキュウコウガイ産地

熱帯及び亜熱帯の波の穏やかな入り江や河口部には、メヒルギやオヒルギが優占するマングローブ林が発達しており、喜入生見町はメヒルギの北限地として指定されている。メヒルギの果実が、琉球のこうがい（かんざし）に似ていることから、リュウキュウコウガイとも呼ばれている。

緑化ブロック

芝生等の植物を隙間に入れる舗装用コンクリートブロックのこと。

緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のこと。

緑地保全制度

緑を保全していくために地区を指定する制度で、国立公園、風致地区、保安林、保存樹林などがある。

緑地保全地域

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する都市計画の制度のこと。（建築行為等を行う際、届出が必要）

老年人口

65歳以上の高齢者の人口のこと。

《わ行》

ワークショップ

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会のこと。

第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン
(緑の基本計画)

— 『共に創るうるおいと彩りあふれる緑のまち・かごしま』 —

発行日	令和4年3月
編集・発行	鹿児島市建設局建設管理部公園緑化課 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話 099-216-1368